

## 新潟市介護人材確保対策協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 介護人材の確保等に向け、現状を把握するとともに、具体的な課題に連携して取り組むこと等を目的として、新潟市介護人材確保対策協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 介護人材の確保等に係る情報交換に関する事項
- (2) 介護人材の確保等に係る取組の検討及び実施に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(協議会構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者の中から10名以下の委員をもって構成する。

- (1) 介護サービス事業者
- (2) 介護人材養成機関
- (3) 新潟市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会代表者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合は、委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議の進行を行う。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要の都度市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 協議会の会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。